

平成31年度

茨木市立東中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

2. 部活動の運営

- 年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。)
- 大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。

(教員の多忙化解消・負担軽減)

- 全教員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- 体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たる。
- 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的

な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

	部活名
運動部	野球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、ソフトテニス部（男）、ソフトボール部（女）、バレーボール部（女）、水泳部、卓球部（男）、サッカー部（男）、ラグビー部
文化部	吹奏楽部、美術部、手芸部（女）、コーラス部（女）

○部活動の規則

①平日最大延長時間

時期	完全下校時刻
4月	18:00
5月～7月	18:30
8月	18:00
9月	17:45
10月～11月	17:30
12月～1月	17:15
2月	17:30
3月	17:45

※休日及び長期休業中 原則 9:00～17:00

②活動時間について

練習時間は原則午後4時50分（教職員勤務終了時間）までとする。

（ただし、顧問の判断と保護者の承諾により月ごとに設定した時間まで延長は可能とする。）

③テスト期間前・期間中の活動休止について

テスト一週間前は練習禁止とする。ただし、公式戦前などでやむを得ないときは顧問の判断と保護者の承諾で短時間の練習は認める

④活動時の服装について

練習着については部で統一したもの、または東中体操服。ただし、活動時間のみの着用とする。

⑤入退部について

顧問の指示にしたがうこと。

6. その他

この活動方針は毎年見直しを行う。